

企業会計基準委員会 御中

株式会社アプリックス

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」について当社にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

#### 質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、一般的に、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引について、現金を対価として受け取り新株予約権を付与する取引と理解しているのであり、この提案に同意しない。

#### 【理由】

当社は、過去において権利確定条件付き有償新株予約権（以下「本有償新株予約権」）を発行した実績はないが、将来的に業績条件、勤務条件及び株価連動を条件とした本有償新株予約権を発行する可能性は否定出来ないことから、本公開草案に対する当社の考えを取りまとめ、意見するものである。

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬に該当しないのは定義から明らかである。

また、本有償新株予約権について「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」とあるが、企業会計基準適用指針 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において「ストック・オプション会計基準では・・・企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション（新株予約権）を付与する取引は前提としていない（ストック・オプション会計基準第 3 項）。したがって、当該取引の会計

処理については、本適用指針の定めによることとなる。」と明記されており、「会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」との認識は誤りであると考える。

また、本公開草案が適用され遡及修正する場合、過年度の行使により資本金が増加するため、登記事項である資本金の額が変更されることになり登記実務に影響を及ぼす。加えて上場企業においては、金融商品取引法において定められた継続開示書類である有価証券報告書や四半期報告書等、及び金融商品取引所より提出を要請されている決算短信や四半期決算短信等についても過年度修正の発生が見込まれること等、本公開草案が適用されることで多大な影響を及ぼすことが見込まれる。故に各関係省庁との事前調整が必要であり、この調整なしに上記提案を同意することはできない。

なお、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しており、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問2から質問4についても、当該提案に同意しない。

以 上